

規制改革推進会議（第7回） 議事概要

1. 日時：平成28年12月6日（火）10:30～11:24

2. 場所：4号館第1特別会議室

3. 出席者：

（委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理、安念潤司、飯田泰之、
高橋滋、野坂美穂、林いづみ、原英史、八代尚宏、吉田晴乃
森下竜一、八代尚宏、吉田晴乃

（政府）山本内閣府特命担当大臣（規制改革）、松本内閣府副大臣、務台大臣政務官、
西川内閣府事務次官、羽深内閣府審議官、松永内閣審議官

（事務局）田和室長、刀禰次長、福島次長、佐藤参事官、中沢参事官、
西川参事官、佐脇参事官、渡邊参事官

4. 議題：

（開会）

1. 農協改革に関する「農協改革集中推進期間」について
2. ホテル・旅館に対する規制の見直しについて
3. 規制改革ホットラインについて

（閉会）

5. 議事概要：

○大田議長 おはようございます。ただいまから「規制改革推進会議」第7回会合を開催いたします。

本日は江田委員、古森委員、長谷川委員、森下委員が御欠席です。

山本大臣に御出席いただいております。一言、御挨拶をお願いいたします。

○山本大臣 おはようございます。お忙しいところお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

きょうは旅館業規制の見直しについて、会議としての取りまとめをいただくということでございます。この提言を受けて、各関係省庁がしっかりと旅館業の需要の拡大や多様性のニーズに応じるように取り組んでいただきたいと思います。

また、11月に行いました規制改革ホットライン集中受付では、実に500件近くの御提案が寄せられたということでありまして、大変国民の関心、期待の高さを感じるわけでありませう。今後ホットラインに寄せられた提案について、委員の皆様にとしっかりと御審議いただいで、よい提案については積極的に検討事項として取り上げていただければと思っております。

私も担当大臣として先頭に立って頑張りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○大田議長 大臣、ありがとうございました。

それでは、恐縮ですが、報道関係の方はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○大田議長 それでは、議題1「農協改革に関する『農協改革集中推進期間』について」ら入ります。

前回の会議で農協改革に関する意見を決定いたしました。そこでも言及しておりました「農協改革集中推進期間」について、農業ワーキング・グループの金丸座長から御説明があります。よろしくお願いたします。

○金丸議長代理 前回の本会議で決定した農協改革に関する意見につきましては、その中で触れたとおり、今後、規制改革推進会議においてフォローアップを行うこととなります。

その際、全農による改革の期限である農協改革集中推進期間の具体的な年限が不明確では、達成状況の評価が困難となります。意見公表後、この点については各方面からの問い合わせもありましたので、事務局において農林水産省等とも調整し、整理しましたので、御説明をいたします。

では、事務局よろしくお願いたします。

○佐脇参事官 お手元の資料1を御参照ください。短いペーパーでございますので、読み上げたいと思います。なお、本文の中に参考1、2などがございますのは、2ページ目以降に関連する根拠となる文書の抜粋をつけておりますので、必要に応じ、御参照ください。

農協改革に関する「農協改革集中推進期間」について

平成28年12月6日

農協改革に関する「農協改革集中推進期間」の具体的な機関については、下記のとおりである。

記

1. 平成26年6月10日の「政府・与党取りまとめ」においては、5年間で「農協改革集中推進期間」とすることとされている。

また、同年6月24日の「規制改革実施計画」（閣議決定）においても「今後5年間で農協改革集中推進期間とし…」とされている。

2. したがって「農協改革集中推進期間」は、平成26年6月から平成31年5月までの5年間である。

3. なお、本年4月に施行された改正農協法の附則では、政府は、改正法の施行後5年後を目途として、改革の実施状況を勘案して、制度について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずることとされている。

これは、政府において改正農協法の施行後5年となる平成33年3月を目途に、改革の成果を踏まえて、必要があれば制度の見直し検討を行う時期であり、農協改革集中推進期間とは別である。

以上

○大田議長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、何かございますでしょうか。

林委員、どうぞ。

○林委員 農協改革集中推進期間が平成26年6月からの5年間であることについては、当事者である全農においても全く誤解のないところであり、明確であると思います。26年に全農が出されましたJAグループの自己改革についてという公表された書面におきましても、JA改革を5年間を自己改革集中推進期間として実践すると明記されておりますので、この点、これによっても明確であると思います。

○大田議長 ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本会議においてフォローアップを行う際は、この資料の農協改革集中推進期間を前提とすることといたします。ありがとうございます。

それでは、議題2、旅館業規制の見直しに関する意見についてお諮りいたします。事務局より資料2の御説明をお願いいたします。

○渡邊参事官 資料2といたしまして「旅館業規制の見直しに関する意見（案）」、参考資料といたしまして「旅館業規制関係 参照条文等（抜粋）」をつけてございます。案文自体は1枚でありますので、読み上げさせていただきながら、適宜参照条文も御参照いただきたいと思っております。

「旅館業規制の見直しに関する意見（案）」ということでございます。

「1. 改革の必要性」ということで、「昭和23年に「公衆衛生及び国民生活の向上に寄与すること」を目的として制定された旅館業法は、時代に応じた変更が不十分なまま今日に至っている。過剰な規制はホテル・旅館事業者の創意工夫を阻むものであり、外国人観光客を含む宿泊需要の拡大や宿泊ニーズの多様化に十分対応できていないという指摘がある。同法に基づく規制は、施設の構造設備の基準が中心だが、こと細かな規制によらずともICTの活用等で目的を達成し得るものや、あらかじめ顧客に対して構造設備の状況を明示することで足りると考えられるのが多い。また、同法の目的に照らして必要性が明確ではない規制も少なくない。現在、次期通常国会への提出に向けて、「民泊法案」とともに、旅館業法改正法案の検討が行われているが、その際、構造設備の基準の規制全般についてゼロベースで見直し、最適かつ最小の規制にする必要がある。」としております。

次に、「2. 改革の方策」ということで、「(1) 旅館業に係る構造設備の基準の規制全般について、撤廃することができないかゼロベースで見直すべきである。少なくとも、下記A. の規制については撤廃し、下記B. の規制については公衆衛生等の観点から根拠を明確に説明し得る必要最小限のものとするべきである。」とし、「A」として、①客室の最低数、②寝具の種類、③客室の境の種類、④採光・照明設備の具体的要

件、⑤便所の具体的要件、「B」として、①客室の最低床面積、②入浴設備の具体的要件を記載しております。

ここで、若干参考資料を御参照いただきたいと思っておりますけれども、このA. ①～⑤、B. ①、②の順番で事項を並べております。

1枚お開きいただきますと、客室の最低数、1ページの冒頭①でありますけれども、これはホテルが10室以上、旅館が5室以上と政令で規定がされているものでございます。これを撤廃すべきということにしております。

②寝具の種類につきましては、その下でございますが、まず政令で洋室について洋式の寝具と規定され、さらに和室につきましては衛生等管理要領の通知で和式の寝具と書かれております。これは既に前回の会議で厚労省は廃止の方向で検討という御説明がありましたけれども、これも撤廃すべきというものに含めてございます。

③客室の境の種類につきましては、政令で洋室について客室と他の客室、客室と廊下等の境は壁造りであることと規定されております。さらに管理要領、通知では和室につきまして、同様に境につきましては壁、板戸、ふすま等による区画ということが書かれてございます。これも同様に廃止の方向ということが既に表明されておりますけれども、撤廃すべきということで意見に盛り込んでおります。

④採光・照明設備の具体的要件につきましては、参考資料の2ページ目になります。④のところにて代表的なものを記載しておりますが、政令につきましては「適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること」ということで、具体的なことは政令には書いておりませんが、管理要領の通知で採光につきましては窓など採光部分の面積が8分の1以上等というのが、この要領の33番（1）に書いてあります。照明設備につきましては下に表がありますけれども、場所ごとの必要な照度が定められております。このような通知の具体的要件としているところを撤廃すべきとしているものでございます。

⑤便所の具体的要件につきましては3ページであります。政令でホテルにつきまして、水洗式で座便式のものという具体的な規定がございまして、一方、旅館につきましては「適当な数」ということで、具体的なことは政令上は書かれてございません。管理要領で、4ページ目の冒頭に表がありますけれども、収容定員に応じた大便器・小便器ごとの数なども定められておまして、この通知における具体的な要件につきましては撤廃すべきと考えているものでございます。

B. ①にしております客室の最低床面積、参考資料4ページの下の方でありますけれども、これは政令におきまして洋室が1室9㎡以上、それから、和室につきましては7㎡以上としておまして、客室床面積につきましては、今年4月に政令改正が行われまして、簡易宿所の要件が1人当たり3.3㎡に緩和されておりますけれども、ホテル・旅館につきましては、簡易宿所の基準と比べて必要な面積を確保したいという主張が所管省庁からあり、前回の会議で議論もございました。そのような点も踏まえまして、今回は改革の方策上の区分は、明確に説明し得る必要最小限のものとするべきというところに記載をしてござい

す。

参考資料の5ページの冒頭、⑦入浴設備の具体的な要件につきましては、政令上、ホテルにつきましては、洋式浴室又はシャワー室という具体的な規定がございます。一方で旅館については「適当な規模」ということで、具体的な要件は記載してございませんけれども、管理要領の15(3)にありますけれども、入浴設備の床面、浴槽底面のおおむね100分の1.5以上の勾配という設備要件でありますとか、6ページ下の方の(8)のすぐ上、「m」のところにありますけれども、オーバーフロー回収槽というあふれたお湯を回収する槽につきまして、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造であり、レジオネラ属菌が繁殖しないように消毒できる設備が設けられていることといった衛生上の具体的な要件も規定をされておるということで、この辺は撤廃することについては議論がありますので、区分上は明確に説明し得る必要最小限のものとするべきというところに記載をしております。

案文に戻ります。以上が(1)でありますけれども、(2)として玄関帳場の関係であります。これにつきましては参照条文で言いますと7ページの下の方から書いておりますが、管理要領の通知上の記載事項といたしまして、受付台の長さが1.8メートル以上等の具体的な要件があるわけですが、これらの細かい要件は撤廃するとともに、ICTの活用等によりセキュリティ面や本人確認の機能が代替できる場合は適用除外とすべきであるということ、これまでの議論を踏まえた記載にしております。

さらに今後、次期通常国会で旅館業法の改正法案が出されるわけでありまして、その後のことも含めた議論が会議ではございました。そのようなことも踏まえまして(3)ということ、今後とも、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、旅館業に関する規制について不断の改革を進めるべきであるとしてございます。

説明は以上でございます。

○大田議長 ありがとうございます。

では、ただいまの御説明に関して御意見、御質問お願いいたします。原委員、どうぞ。

○原委員 ここまで踏み込んだ意見(案)を議長、議長代理、事務局の御尽力でまとめていただきましたことに、まず感謝申し上げたいと思います。

その上で気になる点を2点、申し上げたいと思います。

1点目ですが、まずこの意見の文案で、今回は構造設備基準の見直しで、次のステップで不断の改革とされていることでもあります。少なくとも役所の方々はこれをごらんになると、この意見というのは法改正の後に政令や通達の段階で処理をすればいい。法改正までの段階では、この論点はこれ以上、対応の必要はないと考えられるのではないかと思います。

ただ、そうだとすると、現行の旅館業法というのは法律上これまでも散々議論がありましたように、厚労省からも説明がありましたように、規制の根幹が構造設備に関する基準であるということになっていますので、これはそのまま維持をされることになるのだと思

います。

規制の根幹が構造設備基準であるという前提で政令段階、通達段階になって初めて見直しをやっても、本当の意味でのゼロベースの見直しになるのかどうかというのが疑わしいのではないかという危惧があります。

そうであれば、この改正法の提出までの段階で厚労省とさらに引き続き協議を継続すべきではないかと思いますが、この意見がそういう趣旨なのかどうかということを確認させていただければと思います。

ちなみに、この協議の先の出口としては、私自身はこれは以前から申し上げていますように、法律全体をゼロから書き直すぐらいの見直しが必要ではないかと思っておりますが、例えば構造設備基準という法律上の言葉を改めて、構造設備または機能に関する基準にするとか、少なくともそれぐらい法改正段階で今回できないのかとか、オプションは幾つかあり得るのではないかと思います。

2点目でございますが、この意見（案）の前提、これまでの議論の前提は、旅館業法の見直し法案が通常国会で提出される。抜本見直しは間に合わないということだったと思えます。厚労省さんはこれまでそういう説明だったわけですが、これは現時点で本当にそうなのかどうか。間違いかもしれませんが、私は違う話も聞いておりますものですから、これは必ず通常国会にこの法案が出ることになっているのかどうかを確認させていただければと思います。

○大田議長 まず1つ目の点は、12月に通常国会に出す法案の中身を詰めるということで、それに合わせてこちらは意見を出すということです。機能にかかわるものは原委員もみずから言われたように間に合わないということで、（3）を置いて、今回は構造設備に絞った意見を出しているというのが趣旨です。これについて御反論あれば出していただきたいと思えます。

2つ目の通常国会で本当に法改正に至るかどうかというのは、事務局から何か御説明はございますでしょうか。

○渡邊参事官 厚労省からは、旅館業についてこれまで2回ヒアリングを行っておりますが、その際には民泊の法案とあわせて旅館業法の改正法案を次期通常国会に提出することになると説明を受けておりますので、そのように理解をしております。

○大田議長 どうぞ。

○原委員 2点目のところは本当にその前提でよろしいのですね。この意見（案）をこちらで出すわけなので、もしその前提が違えば中身が相当違ってくる。もっと抜本的な見直しを最初からやってもいいということだと思いますので、そこはぜひちゃんと確認をいただければと思います。

あと、1点目のおっしゃられた機能に関するところは間に合わないという点に関して、一方で構造設備の基準を今回、2の（1）で見直しをいただくことになっていて、これが相当程度なくなっていくことになったときに、一方で法律上は構造設備の基準を定めます

という規定があって、これが規制の根幹になっているわけです。これと矛盾が生じてしまうのではないかと。

申し上げている趣旨は、法律上そう書いている以上は議論して多少無理があっても、不要な構造設備基準を残すような方向になってしまわないのかということが気になるわけでありまして。

○大田議長 つまり法律の構造設備の部分が形骸化しても、法律が残されることで、逆に構造設備の撤廃がおくれるという懸念を持っておられるということですね。

○原委員 はい。

○大田議長 ここでは構造設備はゼロベースで見直すということを書いていて、法律の立てつけそのものの議論は、今後の課題に一応振り分ける。ただし、それが原委員が懸念しておられるようなことにならないかどうかは、もちろん法案が出るまでフォローアップいたしますので、そこで見ていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○原委員 法改正までの段階で、その議論を引き続き継続できると考えてよろしいのでしょうか。要するに改正法案が出るまでの段階で。

○大田議長 今度の改正法案に機能の見直しを含めよということですか。

○原委員 少なくともおっしゃられているような2（1）の構造設備の基準というのを、全くなくすという可能性も含めてだと思っておりますが、議論をすると。

○大田議長 はい、引き続きやります。これで終わりではないです。私どもの意見を出し、その後どうなったかは議論します。

○渡邊参事官 厚生労働省からの前回の説明でも、年内に旅館業関係の検討結果の取りまとめをするということでスケジュールが示されておりますので、年明け、旅館業法改正法案が出される前に、どこかの段階でヒアリングする必要があると思っております。それなるべく早目にとということでございます。

○大田議長 今の原委員のような本来の法律自体の枠を変えなければいけないんだという意見は、もちろん記者会見でも伝えて、委員の少なからぬ方からの意見ですので、それは共有したいと思っております。

八代委員、どうぞ。

○八代委員 今の原委員のフォローアップですが、もしそうであればこれは資料2ですけれども、規制改革推進会議の意見でありますので、2つ目のパラグラフ「施設の構造設備の基準が中心だが」という点を今、意見がありましたように「構造設備または機能が中心に」と修文できないかと思うのですが、その点について確認をとりたいと思っております。

もう一つは「2. 改革の方策」なのですが、やはり規制というのは細部に宿るわけですから、一番小さいところで実際のビジネスを阻害するわけですから、（1）のBの中で客室の最低床面積、入浴設備の具体的要件が必要最小限という曖昧な表現のままであれば、当然、何が必要最小限の規制であるかについての解釈権は各省庁にあるわけですから、今から変わる保証はないわけで、ゼロベースとは言えないのではないのでしょうか。だからどれだけ

客室が狭いか、入浴設備が何があるかは全部情報公開で代替して、お客がそれを選ぶ。そんな小さいところだったら入りたくないという、そのように変えていく必要があるのではないかと思います、その点いかがでしょうか。

○大田議長 まず1つ目は、「同法に基づく規制は、施設の構造施設の基準が中心だが」は事実です。今の規制は構造設備の基準であり、これを機能を中心としたものに変えるべきということではないのですか。原委員の御意見は。

○原委員 そういうことであり、ここで書かれている2（2）なんていうのは、まさに機能で代替するということを言われているので、そういうことをされているということだと思っております。

○大田議長 今、八代委員が言われた「同法に基づく規制は、基準または機能が中心だが」という修正案について、ここは事実を書いているわけで、現在の旅館業法に基づく規制は、施設の構造設備の基準が中心です。機能はこれから変えようとしている話と受けとめていきます。

それから、2つ目のBのところなのです。これはおっしゃるとおり「必要最小限」というのは極めて危ない言葉なのですけれども、「公衆衛生等の観点から根拠を明確に説明し得る」、と。これは原委員が発言しておられたことで、根拠を明確にしろということで、これからの議論で根拠を求めるということです。それに納得しなければ、またこちらから意見を言っていくということなのです。

1つ目は、なぜこの2つがここに残ったかは、先ほどの説明もありましたが、最低床面積は情報開示でかなり補えると思うのですが、簡易宿泊施設との区別があるということ、それから、2番目はレジオネラ菌というのは、なかなか客の自己責任では防げないのではないかとこの観点で入れています。ただ、そこを超えるような規制が残された場合は議論をしていきたいと思っております。この点については、ほかの委員の方の御意見も伺いたいと思っております。

林委員、どうぞ。

○林委員 具体的には旅館業法の3条1項で、旅館業を営もうとする者は都道府県知事の許可を受ける際に、3条2項で都道府県知事は前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上、不相当であると認めるとき、または申請者が次の各号の1に該当するときは、同項の許可を与えないことができるという中で、構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるときという部分が、事務局から御紹介があったような非常に現代には合わないような昔の構造基準を政令で定めていますので、今回の「1. 改革の必要性」の第2文で書かれている規制というのは、ここで言う政令の構造規制の話について、2ポツで改革の方策を掲げているところは皆さんの御理解のとおりだと思います。

その中で公衆衛生等の観点から根拠が明確に説明し得るものであれば、こういった設備規制、構造規制というものも最小限残る部分もあるのではないかと考えられますので、こう

いうA、Bに分けた書き方で今回の意見を出すことについては、こう書かざるを得ないのかなと私は理解しております。

その上で我々が新たに規制を重くするというのではなく、規制のあり方を今後、見直していくことは、これからも継続して議論をしていくところだと思いますので、2ポツの(3)でそこが入っているので、私はこの骨子でよろしいのではないかと思います。

○大田議長 ほかの方いかがでしょうか。八代委員いかがでしょうか。

○八代委員 レジオネラ菌の場合であればそうかもしれないのですが、例えばシャワーであればその問題はないわけですね。だからこういうところでもう少し限定できないかどうか。例えば浴槽がある場合にはとか、そういうことを根拠にして全部入浴施設を規制してしまうおそれがないかどうかを懸念しているだけの話で、必要な規制は当然だと思います。

○大田議長 これは少なくとも公衆衛生等の観点から根拠を明確に説明し得なければ、私どもとしても了承するわけにはいかないと思っていますので、今回、意見を出して、また厚生労働省との間で意見を交換することによってよろしいでしょうか。

○八代委員 それが一番最低の通知レベルにおいても、意見を交換するということですね。

○大田議長 もちろんです。今の規制も政令と通知ですので。

ほか御意見いかがでしょうか。原委員、どうぞ。

○原委員 もし修正の可能性があるということであれば、1の3つ目のパラグラフで「その際、構造設備の基準の規制全般についてゼロベースで見直し」とされているところですが、規制全般について、先ほど申し上げたような法改正の段階から見直しを行うという趣旨を加えていただくことは可能ですか。

○大田議長 それは趣旨としては機能について、を入れるということですか。

○原委員 趣旨としては、まず2(1)で構造設備基準については明確な説明を求めます。説明が仮に十分納得いかない場合には、これが空になる可能性もあるわけですから。

○大田議長 この説明が十分なレベルに達するまで議論するつもりですが。

○原委員 そうということですよ。入浴設備なんかについては、恐らくあるだろうということなのかもしれませんが、一応、議論の可能性としてはここがほぼなくなる可能性もあるわけですね。そのときに今の旅館業法上の法律上の規定として、構造設備に関する基準を規制の根幹にするという規定を本当に維持できるのかどうかということは、やはり改正法を出す前の段階でさらに議論すべきではないかと思うのです。

○大田議長 法律の趣旨までは今回は入らないというのがこのペーパーですが。

○原委員 御趣旨は理解した上で、構造設備の基準の部分について見直しをしましょう。ただ、それは見直しをした結果として、法律上の規定のあり方を多少いじらないといけない可能性もあるのではないかと申し上げているつもりなのですが。

○大田議長 高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 AもBも具体的要件という表現があって、多分Aについて具体的要件を撤廃しても、性能規定みたいなものが残るのではないかと思うのです。公衆衛生上、問題がな

い、というような形で。感染のおそれはないとか、多分そういう要件になって、そこは今回の改正では残さざるを得ない部分があると思います。かつ、Bについても具体的要件を詰めるのだと思うのですが、具体的要件とともにある種の抽象的な性能規定的な部分は残るのではないかと考えていて、そうでないと法律としておっしゃるように立たなくなります。他方、立たない法律を出せとはなかなか言えないので、今回は、あくまでも構造基準について過剰な時代おくれなものは変えてもらって、直ちに次の段階で新しい観光の時代にふさわしい法律に変えてくれというのが、やり方としてはベストなのではないかと私は思います。

○大田議長 原委員、どうぞ。

○原委員 高橋先生がおっしゃられたことは全くそのとおりだと思うのですが、そのときにそれを構造設備の基準と呼ぶべきなのか、あるいは性能または機能に関する基準に切りかえたということなのかというのは、そこは議論の余地があるのではないかと。字句の今回の意見（案）の修正については、これ以上こだわらなくてもいいのですが、ただ、いずれにしろ私が申し上げたいのは、改正法の提出までの段階でさらに議論をきっちりやっておく必要があるのではないかとということをお願いしたいと思います。

○高橋委員 最近において実施されている性能規定化は、構造基準に関する性能規定化だと思います。機能というのはもう少し違う意味でのホスピタリティとかさまざまな機能だと思いますので、そこは区別して議論したほうがいいかなと思います。

○大田議長 これは法案がつくられるまで本会議としてもしっかり見ていくということでしょうか。

ほかにこの修文に関して御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、資料2については原案のとおり決定したいと存じます。

次に、議題3、規制改革ホットラインについて、事務局より資料3-1から資料3-3の説明をお願いいたします。

○渡邊参事官 まず資料3-1につきましては、11月の1カ月間を規制改革ホットラインの集中受付期間として広報活動も実施してまいりました。その結果の御報告でございます。

総件数といたしましては2ページ目の中ほど、471件ということで、内訳としては企業・団体から437件、個人から34件ということで、企業・団体につきましては、公表可能としているものは全て企業・団体名を明記してございます。なお、昨年の集中受付では、前の会議体でありますけれども、10月にテーマなしで実施しておりましたので、その際は343件でありましたので、昨年に比べても非常に多い御提案をいただいたものと思っております。

続きまして資料3-2、ホットラインの運用状況でございます。本年8月1日、前の会議体が終わってから以降のものを対象といたしまして、155件の受付をしておりますけれども、その中で11月末までに所管省庁に検討要請を行ったものが総計で140件。その内訳をワーキング・グループ、本会議の区分で書いたものが2ポツの表であります。

その140件のうち、所管省庁からの回答が11月30日までにあったものが50件であります。

その50件につきまして省庁からの回答の区分、対応可、対応不可、検討予定などの区分が設けられておりますけれども、その区分を回答件数の右の欄に書いたものでございます。

2ページ目以降は、その140件、検討要請を行ったものの個々の事項名、提案者を具体的に書いてあるものでございます。

資料3-3につきましては、会議に「ホットライン対策チーム」が設けられておりまして、野坂主査の御意見を行い、ホットライン対策チームとしてまとめたものが、この「更に精査・検討を要する提案事項（案）」でございます。10月31日までに所管省庁から回答を得た提案事項につきまして、ワーキング・グループの区分、それから、個々の事項について今後どのような取扱いにするか審査を行い、医療・介護・保育ワーキング・グループでは、この自己細胞組織由来再生医療等製品関係の提案1件、それから、投資等ワーキング・グループの関係では保険仲立人の関係の提案2件につきまして、△ということで、再検討の可否を判断するため、更に事務局で要望者あるいは所管省庁から事実関係等を確認するというので、今回お諮りするものでございます。

2ページ目以降に、この3件の具体的な提案がついてございます。

説明は以上でございます。

○大田議長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関して御意見、御質問をお願いいたします。

○吉田委員 140件中、回答があったのが50件と書いてあり、全体の3分の1ぐらいになると思いますが、その他の要望についてはどのような現状なのか、教えていただきたい。それから各要望に対しての返答はどのように行われているのでしょうか。回答の流れを知りたいと思います。それからこれはこのワーキング・グループの時も申し上げましたが、返答の内容が調整型のものが多いように感じられます。今後、我々の経済成長、イノベーションの促進につなげていくような観点で回答してもらうように、最初から工夫が必要だと思いますが、いかがでしょうか。すなわち質問がこちらの必要な内容を引き出すようにしていかなければいけないのではないかと思います。以上、この3点につきご返答をいただけたらと思います。

○大田議長 ではお願いします。

○渡邊参事官 まず140件と50件の差でありますけれども、140件について11月30日までに検討要請を行っておりますが、残り90件につきましてはまだ回答が来ておらない状況ということで、鋭意督促中でございます。資料3-1にあるとおり、集中受付期間の11月で471件の提案をいただき、しかもそれが11月の終わりの方に集中しているものですから、回答が滞っているものと、回答期限が来ていないものもあるかと思っておりますので、そこは鋭意督促をまいります。

2点目は、要望者に回答をどのようにお返しするかという御指摘だったと思いますが、まず資料3-2の形で運用状況の御報告をし、検討要請を行ったものにつきましては、今回は事項名だけを掲載しておりますけれども、この資料をホームページに載せるのとあわ

せまして、それぞれの事項の具体的内容をまず公表いたします。

さらに、回答があったものにつきましては、資料3-3で今回、回答の区分と具体的な回答内容も掲載しておりますけれども、これを本会議の資料の公表とあわせて公表いたします。件数が多いものですから、個別の回答はなかなか難しいわけではありますが、規制改革のホームページでの公表という形で皆さんにお知らせをするという形にさせていただいております。

3点目、これは御指摘が以前もあったものでございますけれども、各省庁からよりよい回答を導き出すための提案フォームにした方がよいのではないかという御提案かと思いますが、ホームページの受付フォームの中で、提案の中でなるべく具体的にどのようなものを書いてくださいというところがどこまで書けるか、今、検討中でございますので、またその検討結果を御説明したいと思います。よろしく申し上げます。

○大田議長 よろしいですか。

○吉田委員 ありがとうございます。要望に対するフィードバックは、将来にわたって具体的な要望をいただくために大事だと思います。ざっと回答を見させていただいたところ、慎重に検討する必要があります、言った表現が多い。その辺のところはホットラインの信頼性を得るためにも丁寧にやっていく必要があると思います。また、そのためにこれを可能にする「こちらのやる気をみせた」アンケート調査票も大事で、何か良い具体例があれば、教えていただきたいと思います。まず、これからの新しいイノベーションを促進していくために、こういう改革をしていきますという基本方針の確立し、それも組み込んだ調査票を考案する。そうなれば、政府の情熱も伝わり、より喫緊の要望を引き出すことが可能になるのでないかと思います。そうなれば、回答もより深掘りする必要があります。そうした状況をつくるためには、こちら側の前向きな姿勢を見せる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○大田議長 今の御意見を受けとめて、これからやり方は改革していきたいと思います。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。原委員、どうぞ。

○原委員 資料3-2でワーキング・グループごとの配分を拝見しまして、大変アンバランスになっているわけでございまして、これは決して仕事をサボりたくて言うわけでは全然ないのですが、余り数が多くなってしまうと本来ちゃんと扱うべきものを扱えなくなるといった問題も生じるかと思っておりますので、そこをもう少し御配慮いただけないかなと。

具体的な事項で2ページ目以降についているものの中で、例えば外国人材の話というのは人材ワーキングでやっていただくとか、あるいは保育士資格の話が9番であるのですけれども、こちらは林先生のところでお願いできないかとか、そのあたりはもう少し御調整をいただけないかと思いましたがというのが1点でございます。

あと、資料3-3で御提示をいただいた具体的な事項については、これを拝見して判断しかねますので、これはまたホットライン対策チームから詳細を教えてくださいましたら

と思います。

○大田議長 今の点、何か事務局からありますか。ワーキング・グループの中での割り振りについて。

○渡邊参事官 今回ホットライン対策チームでは、ワーキング・グループの分類も含めて審査いただきまして、ホットライン対策チームとしての案をお示ししているものでございます。今回本会議の場で御意見が出ましたので、また検討させていただきたいと思います。

○大田議長 調整していただいて、あるいは座長間の話し合いもあると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、よろしいでしょうか。飯田委員、どうぞ。

○飯田委員 先ほど吉田委員からもお話がありましたが、このホットラインの受け付けというのがほぼ全てフリーに、ある意味で言うと小さいペーパーを出していただきたいな聞き方ですので、いわゆる団体名、提案主体名を見ればわかるように、こういう提案をやりなれているところからしか具体的な提案がまいません。

ある意味、ホットラインの役割と言うのは、今までこういったいわゆる政策立案等に参画していない人に対しても開かれている会議であるというのを示すという、ある意味での広報効果も非常に重要ですので、アンケートフォーマットをある程度誘導して、書きやすい形に、例えば何に対する提案ですか、短い要約をつけてください、そうするとどのようなことがありますか、そのために改正が必要な条文があるのだったら書いてください、示していただきたいな、そういった少し丁寧な誘導をつけると、さすがに一個人でできる人は少ないかもしれませんが、もう少し小さな提案主体でも提案できるようになるというのが1つ。

もう一つは、それに対する回答なのですが、基本的には現行法ではそれはできませんというタイプの回答が非常に多くて、もともと規制改革の考え方で言いますと、最終的にはそういった法やシステムをどう変化させるのかが趣旨なのに、法律上できませんと言われると、それはそうだろうと思うわけでありまして、答え方とか、またはその返答を受けた側としても、すごく木で鼻をくくったようなイメージを受ける回答もなくはない。ですので、少しそういった例えば提案されたことについて、こういった努力をしているというポイントがあれば、そういったポジティブな側面もあわせて回答を返してあげると、提案した側も、では来年はもう少ししっかりとした提案をつくらうとか、そういった次につながるフィードバックになるのではないかと思います。

以上です。

○大田議長 ありがとうございます。

それでは、まず1つ目のアンケートフォーマットについては、野坂委員、ホットラインチームで御検討いただけますでしょうか。回答の取り扱いもあわせてお願いしたいと思います。

林委員、どうぞ。

○林委員 私はこの秋まで、ホットラインチームに健康・医療ワーキングから参加していたのですが、先ほど御提案のあったフォーマット改訂というのはまさに必要な部分だと思いますし、回答の部分も措置の分類という中で、現行制度下で対応可能という回答が結構あるのですが、対応可能だと役所は言うけれども、でも国民はそう思っていないんだよというのが結構たくさん寄せられているので、回答のフォーマットを検討する際には、このような木で鼻をくくったような回答が出しにくくなるような工夫をしていただけないかなと思います。

○大田議長 向こうからの解答欄ですね。

あと、先ほど原委員が言われた点、案件がどっと来てしまうと本来議論している議題ができなくなるということは確かにあると思いますので、議論の仕方も事務局と御検討いただいて、ワーキングの委員全員が集まったときにやっていくのか、もっと簡便なやり方があるかも御検討いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事はこれで全て終了です。事務局から何かありますでしょうか。

○佐脇参事官 次回の会議日程は後日、事務局から御連絡いたします。

○大田議長 それでは、これで本日の会議を終了いたします。